

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

相楽郡精華町は、京都府の南西端に位置し、併せて日本そして近畿圏のなかで、ほぼ地理的中心に位置している。北は京田辺市、東と南は木津川市、西は奈良県に接している。

西部と南部はなだらかな丘陵、東部には平坦な農地が広がり、東端には木津川が流れている。

精華町の産業は、町内の事業所構成比率でみると、卸売・小売業、医療・福祉、の割合が高く、これらの産業で約 32.6%を占めている。卸売・小売業の中でも、飲食料品の比重が高い。また、建設業、飲食店・宿泊業、教育・学習支援業などの構成比率も高いが突出している状況ではなく、多様な企業が立地している。

農業は、経営耕地面積は 183ha 程度であり、耕地別では 92.9%が水田であり、水稻が大半であるが、多くは小規模兼業農家の経営によるものである。専業農家や第 1 種兼業農家では、水稻の他にいちご、青とうがらし、京野菜、花き等の施設栽培による複合経営が盛んである。

工業は、近年、製造事業所数は横這いではあるが、製造品出荷額、付加価値額においては増加傾向にある。令和 3 年度からは、学研狛田東地区の開発が本格化し、続いて開発が計画されている学研狛田西地区と併せて、新たな集積拠点の形成が期待される。

精華町の人口は約 3 万 6 千人で、平成 29 年 4 月に新名神高速道路(城陽～八幡京田辺)が開通し京奈和自動車道との連結で名神高速道路等の国土軸と接続し、京阪神・中京エリアと直結するなど、交通の利便性が飛躍的に向上している。

このような中、学研都市エリアにおける企業誘致を中心に補助事業を講じてきていたが、既存の中小企業の労働生産性は伸び悩む状況下であり、町内中小企業の計画的な生産性向上スキームを支援し、人手不足などに対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを推進していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

5 年間の計画期間での合計認定企業は 13 社であり、同等数を見込み、計画期間の 2 年間で 5 社の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

精華町の産業は、農業、製造業、サービス業他、多岐に渡り、多様な業種が精華町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現

する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

精華町の産業は、駅周辺、学研都市エリア、既存集落と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、精華町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

精華町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が精華町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月20日から令和7年3月31日とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。